姫路市トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付要綱

兵庫県トラック協会西播支部

（趣旨）

第１条　兵庫県トラック協会西播支部（以下「支部」という。）が実施する姫路市トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　大企業　次に掲げる者をいう。

ア　資本金の額又は出資の総額が３億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が３００人を超える会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記イからエまでに掲げる業種を除く）に属する事業を主たる事業として営むもの

イ　資本金の額又は出資の総額が１億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が１００人を超える会社及び個人であって、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

ウ　資本金の額又は出資の総額が５０００万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が１００人を超える会社及び個人であって、サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

エ　資本金の額又は出資の総額が５０００万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が５０人を超える会社及び個人であって、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの

⑵　電子情報処理組織　支部の使用に係る電子計算機と当該支援金申請者の手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

（交付対象者）

第３条　支援金の交付対象者は、次の要件を満たす者とする。

⑴　貨物自動車運送事業法（平成元年法律第８３号）第２条第２項に定める一般貨物自動車運送事業を経営し、姫路市内（以下「市内」という。）に営業所を有する者。

⑵　市内に登記上の本店所在地を有する中小企業基本法（昭和３８年法律第

１５４号）第２条第１項に規定する中小企業又は中小企業団体の組織に関する法律（昭和３２年法律第１８５号）第３条第１項に規定する中小企業団体である者又は市内に主たる事業所を有する個人事業主であること。
ただし、次のいずれかに該当する者は除く。
ア　発行済株式の総数又は出資金額の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業
イ　発行済株式の総数または出資金額の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業
ウ　大企業の役員または職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業
⑶　令和７年４月１日時点において事業を営んでおり、かつ令和８年３月３１日まで事業を継続する意思がある者（令和７年４月以降に事業を継承し、かつ令和８年３月３１日まで事業を継続する意思がある者を含む。）。

（支援金の額）
第４条　支援金の額は、別表に定める額を限度とし、予算の範囲内で兵庫県トラック協会西播支部長（以下「支部長」という。）が決定する額とする。

（支援金の交付申請）
第５条　支援金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、姫路市トラック運送事業者燃料価格高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）を、次に掲げる書類を添えて、支部長に提出しなければならない。
⑴　法人の登記事項証明書の写し
⑵　個人事業の開業届出書の写し又は確定申告書の写し
２　支部長は、必要があると認めるときは、交付申請者に対し、前項の規定により提出を受けた書類に追加して、必要な書類の提出を求めることができる。

（申請内容の審査及び支援金の交付決定）
第６条　支部長は、前条の申請があったときは、審査の上、支援金の振り込みをもって交付決定とする。

（申請の取下げ）
第７条　交付申請者は、第５条第１項に基づく交付申請を取り下げることができる。

（交付決定の取消し）

第８条　支部長は、第６条の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　この要綱の規定に違反したとき。

⑵　偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。

⑶　その他法令に違反したとき。

（支援金の返還）

第９条　支部長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から１５日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

２　支部長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前項の期限を延長することがある。

（加算金及び遅延利息）

第１０条　交付申請者は、前条第１項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した加算金を支部に納付しなければならない。

２　交付申請者は前条第１項の規定により支援金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年１０．９５パーセントの割合で計算した遅延利息を支部に納付しなければならない。

３　支部長は、前２項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を請求しないことができる。

（電子情報処理組織による手続の特例）

第１１条　支部長は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関する必要な事項は支部長が別に定める。

２　支部長及び交付申請者は、支援金の交付等に関して国、兵庫県又は姫路市か

ら指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第４条関係）

支援金の額
支援金の額は、以下の算定式による。 算定式：車両数（※）×５，５００円 （※）車両数とは、一般貨物自動車運送事業で登録された事業用貨物自動車のうち、令和７年４月１日時点において姫路市内の営業所に登録されており、令和８年３月３１日まで継続して使用される車両の台数とする。 ただし、以下の車両は除く。 ⑴　被牽引車など原動機を有しない車両 ⑵　霊柩、一般廃棄物収集運搬、特定貨物自動車運送事業など用途を限定して使用される車両 ⑶　未車検等休車扱いとしている車両